

# 特別支援学級における外国人児童生徒の 在籍状況に関する一考察

三浦 美恵子

## I 問題の所在と本論の課題

現在、特別支援学級に在籍する児童生徒は増加の一途を辿っている<sup>1</sup>。2015年度、全国の特別支援学級は小中学校を合わせて54,586学級、在籍者は201,493人だったが、2017年度には60,190学級、在籍者は235,487人となり、わずか2年で5,604学級、33,994人増加している（文部科学省、2017年）。2017年度の在籍者数は、10年前である2007年度の2.1倍に相当し、少子化で義務教育段階の子どもたちが減少している一方で、特別支援学級の在籍者は増加し続けている。

近年では、特別支援学級に在籍する外国人児童生徒の増加が指摘されており、2018年6月24日付の朝日デジタル新聞は、民間団体による調査の結果、ブラジル人ら外国人が多く住む地域の特別支援学級において、外国人の子どもが日本人の2倍以上の比率で在籍していると伝えた<sup>2</sup>。また、2019年8月31日付の毎日新聞は、文部科学省が行った調査結果から、外国人が集住する25市町の公立小中学校に通う外国籍の子どもの特別支援学級在籍率は、外国籍ではない子どもの在籍率の2倍以上であると報道した。また、日本語が理解できないため知能指数（IQ）検査の結果が低く、知的障害などと判断された可能性についても指摘している<sup>3</sup>。

特別支援学級に在籍する外国人児童生徒に関して、筆者は2つの問題関心を有している。1つは、日本で主流となっている特別支援学級への就学先決定のプロセスや障害の定義が、多文化背景の外国人の子どもたちに対して妥当なものだろうかという関心である。障害が疑われる児童生徒の就学先を決定するためには、本人および保護者への十分な情報提供と本人および保護者からの意見徴収が欠かせない。しかし、例えば、本人および保護者とも日本語での会話能力が低い場合、十分な情

報提供と意見交換は容易ではなく、就学先決定の判断が困難になると思われる。また、障害の定義や捉え方、障害が疑われる児童生徒の就学先決定のプロセスや判断の仕方は国によって相当に異なるのではないかと予想される。このようなことを踏まえると、外国人児童生徒の個々の状況に即して就学先を決定することには固有の困難があると思える。

もう1つは、知能検査による誤判定という問題に対する関心である。言葉の問題に加えて、知能検査の項目は、基本的に日本文化を基準にしたものであるため、多文化背景の子どもの知能や発達を検査するうえで有用なのだろうか。誤判定によって、障害がないにも関わらず特別支援学級への入級が決定されてしまうような事態は起きていないのだろうか。

本論は、以上の問題関心に基づく研究を進めていくための予備的な考察として、以下の3つの課題を設定した。最初に、障害を有する外国人児童生徒に関する先行研究を示す。次に、2016年、文部科学省が実施した特別支援学級における外国人児童生徒の在籍状況に関する調査結果を概観し、近年の特別支援学級における外国人児童生徒の基本的な在籍状況を把握する。そのうえで、外国人児童生徒が特別支援学級へ入級する経緯や我が国における障害の定義、外国人児童生徒に対する知能検査などアセスメントの課題に関する先行研究を整理・検討し、今後の課題について述べるものとする。

## II 先行研究

障害を有する外国人児童生徒に関する先行研究について、ここでは、4つのカテゴリーに分けて概観する。

## 1. 外国人学校における障害・特別ニーズを有する外国人児童生徒の在籍状況について

吉田・高橋（2006）は、日本国内において初等部・中等部を設けている156校の外国人学校を対象に、障害や特別ニーズを有する外国人児童生徒の在籍状況について調査した。英語による質問紙調査票（障害や特別ニーズを有する児童生徒の在籍人数、障害や特別ニーズの種類・程度等に関する24問の質問から成る）を36校の外国人学校から回収し、そのうち12校（朝鮮学校4校、韓国学校1校、ブラジル人学校2校、ペルー人学校1校、ノルウェー人学校1校、インターナショナルスクール3校）に障害・特別ニーズを有する合計94人の児童生徒が在籍していたことが示された。12校における障害・特別ニーズを有する児童生徒の合計人数については、1人（3校）、2人（3校）、7人（1校）、9人（1校）、10人（1校）、14人（2校）、31人（1校）であり、学部別の在籍人数については、初等部67人、中等部14人、高等部13人であった。

また、障害・特別ニーズの種類で最も多かったのは、学習障害（LD: Learning Disability）40人、次いで注意欠陥/多動性障害（ADHD: Attention-Deficit Hyperactivity Disorder）23人であった<sup>4・5</sup>。その他は自閉症、知的障害、言語障害、精神神経的疾患、病弱・虚弱、慢性疾患、視覚障害、聴覚障害などであり、複数の障害を重複している児童生徒が少なくないことについても報告された。

## 2. 障害をもつ子どもに対する学習支援とその在り方について

吉田・都築（2010）は、母親が外国人で発達障害が疑われる2人の児童に対する読み書き指導について、それぞれの児童に対して行われた知能検査WISCⅢやK-ABCの結果に加えて、個別指導プログラムと指導案の具体的な内容や指導経過について報告している<sup>6</sup>。失敗体験の多い発達障害児にとっては、興味を持って学習し、その過程で成功体験をし、その成果が評価され、周りから認められるなどのプラスの循環によって自信が回復し、自ら学習に向かうことができるようになることと述べている。都築他（2010）は、発達障害が疑われる外国人児童の事例から、問題行動を起こす要

因には発達障害に起因するもの以外に、授業が分からないこと（日本語力不足、視覚の手がかりの不足、情報が構造化されていない、積年の学習の遅れなど）に加えて、かまわしてほしい気持ち（家庭での愛情不足、希薄な友人関係、肯定経験の不足）などがあると述べている。

板谷・都築（2012）は発達障害が疑われる外国人児童に対する図画工作の学習支援について報告し、言葉と視覚による支援や技能の具体的支援を通して、児童が物を作る喜びを感じ、自己肯定感を育てることの大切さについて述べている。早川・都築（2012）は、自閉的傾向がある外国人児童を支援する学級支援員の役割として、嫌われることを恐れず必要な時には注意すること、授業では分からない児童の良いところを発見し、信頼関係を築くきっかけを作るため、児童と遊ぶことの重要性を挙げている。

境・都築（2012）は、発達障害が疑われる外国人児童支援の在り方について、言葉や文化、考え方の違いに起因するものと発達障害に起因するものについて理解し、繰り返し確認したり問題を解いたりすることに加えて、こまめな添削やほめ言葉をかける必要があると述べている。また、近田（2019）は、日本語指導が必要な児童生徒は、異文化における心理的影響や日本の学習スタイルへの適応等の課題があり、学習言語能力が学年相応になるまでに5～7年、もしくはそれ以上の期間が必要であると述べている。また、自己肯定感の減退や学習意欲の喪失などが起こり、それが発達障害の表れと似ることがあるということを認識した上で適切な指導を行うことが重要だとしている。

## 3. 注意欠陥/多動性障害（ADHD）児の行動分析について

黒葛原・都築（2011）は、教科学習で見られる外国人児童の問題行動が、日本語教育に起因するものなのか、発達障害等の要因に起因するものなのか検討するため、外国人児童2人（うち1人はADHD児）と日本人児童2人（うち1人はADHD児）、計4人の学習行動を比較、分析した。その結果、外国人の児童2人は、発言者や周りをよく見る「注視」を繰り返したが、これは日本語

を理解するため耳からの情報だけではなく目からも情報を得ようとしているためであり、落ち着きなく周りを見るのはADHDによるものではなく日本語理解が不十分であることに起因する可能性を示唆している。また、教師や児童の行動や発言を「模倣」する行動は、多動行動ではなく、日本語や授業の理解、場面における適切な発言や行動を学習しているものと思われた。それに対し、同じ動作を繰り返したり、手や髪などで遊んだりする行動はADHDの多動行動と考えられる。

栗田他(2012)は、外国人のADHD児を対象に社会性向上のトレーニングとして、共同パズル完成課題(2人で2種類のパズルに取り組み、協力して完成させる)を実施した。ADHDの外国人児童2人に、2か月間課題を継続した結果、両児童の協力的行動の増加と、離席行動の減少が見られた。共同パズル完成課題は、言語的負荷が少なく、外国人にとって障壁となり得る日本語の必要性を最小限にしながらい行動調整能力の改善に効果を発揮する可能性が示唆されている。

#### 4. 障害を有する外国人児童生徒が直面する困難と支援について

高橋・中村(2010)は、障害を有する外国人児童生徒の困難・ニーズと支援の実態について、特に母親の抱える情報不足や社会的孤立感が子どもに不安を与え、学校との関わりに閉鎖的傾向をもたらすと述べている。また、障害を有する外国人児童生徒は、学習面や友人関係の困難さ、自己肯定感の低下やアイデンティティの否定などの問題を抱えていた。さらに、学校と保護者の間で、障害や学校生活に対する認識や教育観の違いが生じること、定住または帰国の意思が明確ではない不安定な生活展望が、長期的な支援を困難にしていることが示唆された。

都築(2012)は、発達障害を伴う外国人児童生徒の支援の在り方について、子どもと対話することや違いが認められる学級の雰囲気作り等に加えて、保護者支援を子ども支援と同様に行うこと、また、担当者同士で日頃から自由に意見交換・情報共有できる信頼関係の必要性について述べている。坂本・福田(2019)は、特別支援学校を対象に障害のある外国人児童生徒への対応について調

査した。その結果、コミュニケーションに関わる取り組みとして、教師が児童生徒・保護者らに実施した支援には、日本語に加え写真を使用する、母語(英語)での伝達、ICT機器を準備する等が挙げられた。また教師から児童生徒への支援については、日本語の学習準備をすること、教師から保護者らへの支援については、連絡帳を翻訳する、家庭や学校における活動の様子が分かるような写真を提示する、平仮名で示すなどが行われていた。

以上4つのカテゴリーに加えて、外国人児童生徒に対する知能検査などのアセスメントの課題を指摘した先行研究については、本稿の後半で紹介する。

### Ⅲ 特別支援学級における外国人児童生徒の在籍状況について

ここでは、文部科学省が開示している「外国人児童生徒等における特別支援教育等の状況に関する整理票・調査票」について報告し、近年の特別支援学級における外国人児童生徒の在籍状況を把握する。文部科学省は、25市町の特別支援学級における外国人児童生徒の在籍状況(2016年5月1日現在)に関する調査を行い、その結果を公開している。筆者は、文部科学省の情報公開制度の手続きに沿って情報開示請求を行い、本整理票と調査票を2019年11月に入手した。本稿では、その調査結果を基に、①特別支援学級における外国籍・外国につながる(日本国籍だが多文化背景を持つ児童生徒)・日本人児童生徒の在籍状況と、②特別支援学級に在籍する外国人児童生徒に対する日本語指導の状況について、小学校・中学校別に概観し、全体的な傾向を把握する。

## 1. 小学校

表1：25市町の特別支援学級における外国籍・外国つながる・日本人児童の在籍状況（2016年5月1日現在）

都市	全児童生徒 (a)	①外国籍 (b)	②外国つながる (c)	③日本人児童生徒 (d)	特別支援学級 級在籍者 (e)	①外国籍 (f)	②外国つながる (g)	③日本人児童生徒 (h)	(b) に占める (f/b) (%)	(c) に占める (g/c) (%)	(d) に占める (h/d) (%)
									外国籍	外国つながる	日本人
A	12,814	333	262	12,219	132	6	2	124	1.80%	0.76%	1.01%
B	1,964	320	60	1,584	39	18	3	18	5.63%	5.00%	1.14%
C	8,326	130	94	8,102	264	8	3	253	6.15%	3.19%	3.12%
D	5,010	99	33	4,878	261	8	9	244	8.08%	27.27%	5.00%
E	3,520	230	94	3,196	102	16	5	81	6.96%	5.32%	2.53%
F	43,265	1,013	313	41,939	834	53	17	764	5.23%	5.43%	1.82%
G	13,873	154	199	13,520	200	4	5	191	2.60%	2.51%	1.41%
H	9,440	260	6	9,174	259	16	1	242	6.15%	16.67%	2.64%
I	6,495	131	61	6,303	146	9	6	131	6.87%	9.84%	2.08%
J	5,334	167	4	5,163	197	19	0	178	11.38%	0.00%	3.45%
K	3,221	103	40	3,078	72	8	3	61	7.77%	7.50%	1.98%
L	2,673	125	12	2,536	59	10	0	49	8.00%	0.00%	1.93%
M	21,049	710	378	19,961	443	23	10	410	3.24%	2.65%	2.05%
N	24,501	611	124	23,766	411	36	6	369	5.89%	4.84%	1.55%
O	8,716	449	221	8,046	143	17	9	117	3.79%	4.07%	1.45%
P	3,107	220	43	2,844	126	15	1	110	6.82%	2.33%	3.87%
Q	16,285	285		16,000	369	15		354	5.26%		2.21%
R	11,453	442	22	10,989	223	16	2	205	3.62%	9.09%	1.87%
S	2,840	55	38	2,747	95	6	0	89	10.91%	0.00%	3.24%
T	4,478	169	34	4,275	280	27	8	245	15.98%	23.53%	5.73%
U	6,858	151	18	6,689	148	8	0	140	5.30%	0.00%	2.09%
V	5,061	128	64	4,869	311	15	5	291	11.72%	7.81%	5.98%
W	3,944	14	11	3,919	245	6	0	239	42.86%	0.00%	6.10%
X	4,167	145	45	3,977	156	10	6	140	6.90%	13.33%	3.52%
Y	2,258	19	23	2,216	72	1	1	70	5.26%	4.35%	3.16%
全体	230,652	6,463	2,199	221,990	5,587	370	102	5,115	5.72%	4.64%	2.30%

（出所：文部科学省「外国人児童生徒等における特別支援教育等の状況に関する整理票・調査票」を基に筆者作成。表2～4についても同様。）

小学校について、25市町の特別支援学級に在籍する外国籍・外国つながる・日本人の比率は、外国籍が5.72%、外国つながるが4.64%、日本人が2.30%となり、外国籍の児童の比率は日本人の約2.5倍、外国につながる児童の比率は日本人の約2倍となった。

表1の右3列（太枠部分）では、各市町の小学生のうち特別支援学級に在籍している外国籍、外国つながる、日本人の比率を比較し、最大値に色づけしている。その結果、外国籍の比率が最大値となるのは17市町と最も多く、外国つながるについては8市町、日本人の比率が最大になる市町

はなかった。参考までに、25市町における外国籍・外国つながる・日本人児童の在籍状況を降順にしたものを表2に示す。

表 2：25 市町の特別支援学級における外国籍・外国つながる・日本人児童の比率（降順）つながる・日本人児童の在籍状況

W	42.86%
T	15.98%
V	11.72%
J	11.38%
S	10.91%
D	8.08%
L	8.00%
K	7.77%
E	6.96%
X	6.90%
I	6.87%
P	6.82%
C	6.15%
H	6.15%
N	5.89%
B	5.63%
U	5.30%
Q	5.26%
Y	5.26%
F	5.23%
O	3.79%
R	3.62%
M	3.24%
G	2.60%
A	1.80%

外国籍  
(1.80～42.86%)

D	27.27%
T	23.53%
H	16.67%
X	13.33%
I	9.84%
R	9.09%
V	7.81%
K	7.50%
F	5.43%
E	5.32%
B	5.00%
N	4.84%
Y	4.35%
O	4.07%
C	3.19%
M	2.65%
G	2.51%
P	2.33%
A	0.76%
J	0.00%
L	0.00%
S	0.00%
U	0.00%
W	0.00%
Q	

外国つながる  
(0.00～27.27%)

W	6.10%
V	5.98%
T	5.73%
D	5.00%
P	3.87%
X	3.52%
J	3.45%
S	3.24%
Y	3.16%
C	3.12%
H	2.64%
E	2.53%
Q	2.21%
U	2.09%
I	2.08%
M	2.05%
K	1.98%
L	1.93%
R	1.87%
F	1.82%
N	1.55%
O	1.45%
G	1.41%
B	1.14%
A	1.01%

日本人  
(1.01～6.10%)

外国籍については、最大の W（42.86%）と最小の A（1.80%）の間に約 40% 以上の開きがあり、外国つながるについては最大の D（27.27%）と最小の W（0.00%）の間に約 27%、日本人については、最大の W（6.10%）と最小の A（1.01%）の間に約 5% の開きがある。外国籍に見られる市町間の開きが最も大きく、次いで外国つながる、日本人の順となる。

表 3：25 市町の特別支援学級に在籍する外国人児童に対する日本語指導の状況

都市	外国籍となが る合計 人数 (a)	(a) のうち 日本語指導 あり人数 (b)	日本語指導 あり (b/a) (%)	(a) のうち 日本語指導 なし人数 (c)	日本語指導 なし (c/a) (%)	特別支援学 級に在籍者	外国籍となが る合計 人数 (d)	(d) のうち 日本語指導 あり人数 (e)	特支 / 全児 童生徒日本 語指導あり (e/d) (%)	(d) のうち 日本語指導 なし人数 (f)	特支 / 全児 童生徒日本 語指導なし (f/d) (%)
A	595	213	35.8%	382	64.2%	132	8	4	1.88%	4	1.05%
B	380	167	43.9%	213	56.1%	39	21	1	0.60%	20	9.39%
C	224	52	23.2%	172	76.8%	264	11	3	5.77%	8	4.65%
D	132	44	33.3%	88	66.7%	261	17	3	6.82%	14	15.91%
E	324	97	29.9%	227	70.1%	102	21	0	0.00%	21	9.25%
F	1,326	773	58.3%	553	41.7%	834	70	25	3.23%	45	8.14%
G	353	66	18.7%	287	81.3%	200	9	3	4.55%	6	2.09%
H	266	165	62.0%	101	38.0%	259	17	1	0.61%	16	15.84%
I	192	33	17.2%	159	82.8%	146	15	4	12.12%	11	6.92%
J	171	125	73.1%	46	26.9%	197	19		0.00%	19	41.30%
K	143	54	37.8%	89	62.2%	72	11	3	5.56%	8	8.99%
L	137	91	66.4%	46	33.6%	59	10	5	5.49%	5	10.87%
M	1,088	812	74.6%	276	25.4%	443	33	19	2.34%	14	5.07%
N	735	424	57.7%	311	42.3%	411	42	1	0.24%	41	13.18%
O	670	612	91.3%	58	8.7%	143	26	18	2.94%	8	13.79%
P	263	199	75.7%	64	24.3%	126	16	14	7.04%	2	3.13%
Q	285	205	71.9%	80	28.1%	369	15	15	7.32%	0	0.00%
R	464	183	39.4%	281	60.6%	223	18	1	0.55%	17	6.05%
S	93	14	15.1%	79	84.9%	95	6	0	0.00%	6	7.59%
T	203	143	70.4%	60	29.6%	280	35	19	13.29%	16	26.67%
U	169	148	87.6%	21	12.4%	148	8	2	1.35%	6	28.57%
V	192	81	42.2%	111	57.8%	311	20	4	4.94%	16	14.41%
W	25	16	64.0%	9	36.0%	245	6	5	31.25%	1	11.11%
X	190	99	52.1%	91	47.9%	156	16	9	9.09%	7	7.69%
Y	42	22	52.4%	20	47.6%	72	2	0	0.00%	2	10.00%
全体	8,662	4,838	55.9%	3,824	44.1%	5,587	472	159	3.29%	313	8.19%

日本語指導を受けている外国人児童 4,838 人のうち、特別支援学級に在籍している児童は 159 人であり、その比率は 3.29% である。日本語指導を受けていない外国人児童 3,824 人のうち、特別支援学級に在籍している児童は 313 人であり、比率は 8.19% である。日本語指導を受けていない児童の比率 (8.19%) は、日本語指導を受けている児童の比率 (3.29%) の約 2.5 倍である。特別支援学級に在籍する外国人の多くは日本語指導を受けているという予測を立てていたが、それに反する結果となった。

日本語指導を受けている者については、「日本語指導が必要な児童生徒」の条件に該当していると思われるが、2018 年度に文部科学省が行った

調査では、日本語指導が必要な児童生徒のうち実際に指導を受けている者の比率は、外国籍が 79.3%、日本国籍が 74.4% に留まっていることが示された<sup>7</sup>。このことから、本調査結果で日本語指導を受けていないと報告された者の中には、指導が必要であるにも関わらず、指導を受けるに至っていない外国人の児童生徒が含まれている可能性がある。

## 2. 中学校

表4：25市町の特別支援学級における外国籍・外国つながる・日本人生徒の在籍状況

都市	全児童生徒 (a)	①外国籍 (b)	②外国つながる (c)	③日本人児童生徒 (d)	特別支援学級在籍者 (e)	①外国籍 (f)	②外国つながる (g)	③日本人児童生徒 (h)	(b) に占める (f/b) (%)	(c) に占める (g/c) (%)	(d) に占める (h/d) (%)
									外国籍	外国つながる	日本人
A	6,688	144	120	6,424	70	3	3	64	2.08%	2.50%	1.00%
B	1,066	141	25	900	14	5	0	9	3.55%	0.00%	1.00%
C	4,360	69	24	4,267	104	3	1	100	4.35%	4.17%	2.34%
D	2,406	50	49	2,307	113	3	5	105	6.00%	10.20%	4.55%
E	1,759	104	11	1,644	35	6	0	29	5.77%	0.00%	1.76%
F	20,999	480	126	20,393	442	23	7	412	4.79%	5.56%	2.02%
G	7,180	72	66	7,042	130	4	2	124	5.56%	3.03%	1.76%
H	4,502	131	1	4,370	114	8	1	105	6.11%	100.00%	2.40%
I	3,226	80	55	3,091	56	6	0	50	7.50%	0.00%	1.62%
J	2,430	49	1	2,380	49	4	0	45	8.16%	0.00%	1.89%
K	1,730	57	5	1,668	33	1	0	32	1.75%	0.00%	1.92%
L	1,259	78	8	1,173	24	6	0	18	7.69%	0.00%	1.53%
M	10,990	392	172	10,426	157	6	2	149	1.53%	1.16%	1.43%
N	12,363	286	20	12,057	204	8	2	194	2.80%	10.00%	1.61%
O	4,409	196	105	4,108	60	8	0	52	4.08%	0.00%	1.27%
P	1,610	63	13	1,534	61	6	0	55	9.52%	0.00%	3.59%
Q	8,667	149		8,518	168	6		162	4.03%		1.90%
R	5,810	225	8	5,577	71	2	1	68	0.89%	12.50%	1.22%
S	1,330	25	7	1,298	36	0	0	36	0.00%	0.00%	2.77%
T	2,251	56	9	2,186	90	9	7	74	16.07%	77.78%	3.39%
U	3,801	78	0	3,723	91	1	0	90	1.28%		2.42%
V	2,659	57	10	2,592	87	4	0	83	7.02%	0.00%	3.20%
W	1,966	14	0	1,952	64	4	0	60	28.57%		3.07%
X	2,132	64	9	2,059	53	1	1	51	1.56%	11.11%	2.48%
Y	1,328	6	10	1,312	27	0	0	27	0.00%	0.00%	2.06%
全体	116,921	3,066	854	113,001	2,353	127	32	2,194	4.14%	3.75%	1.94%

中学校について、特別支援学級に在籍する比率は、外国籍が4.14%、外国つながるが3.75%、日本人が1.94%となり、外国籍の生徒の比率は日本人の約2.1倍、外国につながる生徒の比率は日本人の約1.9倍であった。小学校と同様、外国籍の比率が最も高く、次いで外国つながる、日本人の順となる。

表1と同じように、表4の右3列（太枠部分）では、外国籍・外国つながる・日本人の比率を比較し、最大値に色付けしているが、外国籍の比率が最大となるのは13市町、外国つながるについては8市町、日本人については4市町となる。小学校の結果と同様に、外国籍の比率が最大となる

市町が最も多い。小学校では、特別支援学級在籍者の中で日本人の比率が最大となった市町はなかったが、中学校については4市町で日本人の在籍率が最大となった。25市町における外国籍・外国つながる・日本人児童生徒の在籍状況を降順にしたものを表5に示す。

表 5：25 市町の特別支援学級における外国籍・外国つながる・日本人生徒の比率（降順）

W	28.57%
T	16.07%
P	9.52%
J	8.16%
L	7.69%
I	7.50%
V	7.02%
H	6.11%
D	6.00%
E	5.77%
G	5.56%
F	4.79%
C	4.35%
O	4.08%
Q	4.03%
B	3.55%
N	2.80%
A	2.08%
K	1.75%
X	1.56%
M	1.53%
U	1.28%
R	0.89%
S	0.00%
Y	0.00%

外国籍  
(0.00 ~ 28.57%)

H	100.00%
T	77.78%
R	12.50%
X	11.11%
D	10.20%
N	10.00%
F	5.56%
C	4.17%
G	3.03%
A	2.50%
M	1.16%
B	0.00%
E	0.00%
I	0.00%
J	0.00%
K	0.00%
L	0.00%
O	0.00%
P	0.00%
S	0.00%
V	0.00%
Y	0.00%
Q	
U	
W	

外国つながる  
(0.00 ~ 100%)

D	4.55%
P	3.59%
T	3.39%
V	3.20%
W	3.07%
S	2.77%
X	2.48%
U	2.42%
H	2.40%
C	2.34%
Y	2.06%
F	2.02%
K	1.92%
Q	1.90%
J	1.89%
E	1.76%
G	1.76%
I	1.62%
N	1.61%
L	1.53%
M	1.43%
O	1.27%
R	1.22%
B	1.00%
A	1.00%

日本人  
(1.00 ~ 4.55%)

外国籍については28%以上、外国つながるについては100%、日本人については、約3.5%の開きがある。小学校では外国籍の開きが最も大きかったが、中学校については外国つながるにおける市町間の開きが最も大きくなっている。

外国つながるについて、比率が最大となるのはH(100%)だが、それはHで報告された外国につながる生徒(1人)が特別支援学級に在籍しているためであり、2番目に多いT(77.78%)については、外国につながる9人の生徒のうち7人が特別支援学級に在籍しているためである。



表6：25市町の特別支援学級に在籍する外国人生徒に対する日本語指導の状況

都市	外国籍とつながる合計人数 (a)	(a)のうち日本語指導あり人数 (b)	日本語指導あり (b/a) (%)	(a)のうち日本語指導なし人数 (c)	日本語指導なし (c/a) (%)	特別支援学級に在籍者	外国籍とつながる合計人数 (d)	(d)のうち日本語指導あり人数 (e)	特支/全児童生徒日本語指導あり (e/b) (%)	(d)のうち日本語指導なし人数 (f)	特支/全児童生徒日本語指導なし (f/c) (%)
A	264	42	15.9%	222	84.1%	70	6	1	2.38%	5	2.25%
B	166	37	22.3%	129	77.7%	14	5	2	5.41%	3	2.33%
C	93	17	18.3%	76	81.7%	104	4	2	11.76%	2	2.63%
D	99	12	12.1%	87	87.9%	113	8	0	0.00%	8	9.20%
E	115	39	33.9%	76	66.1%	35	6	1	2.56%	5	6.58%
F	606	288	47.5%	318	52.5%	442	30	19	6.60%	11	3.46%
G	138	15	10.9%	123	89.1%	130	6	1	6.67%	5	4.07%
H	132	85	64.4%	47	35.6%	114	9	0	0.00%	9	19.15%
I	135	14	10.4%	121	89.6%	56	6	0	0.00%	6	4.96%
J	50	36	72.0%	14	28.0%	49	4		0.00%	4	28.57%
K	62	24	38.7%	38	61.3%	33	1	0	0.00%	1	2.63%
L	86	38	44.2%	48	55.8%	24	6	0	0.00%	6	12.50%
M	564	298	52.8%	266	47.2%	157	8	5	1.68%	3	1.13%
N	306	164	53.6%	142	46.4%	204	10	0	0.00%	10	7.04%
O	301	195	64.8%	106	35.2%	60	8	8	4.10%	0	0.00%
P	76	40	52.6%	36	47.4%	61	6	4	10.00%	2	5.56%
Q	149	82	55.0%	67	45.0%	168	6	5	6.10%	1	1.49%
R	233	89	38.2%	144	61.8%	71	3	2	2.25%	1	0.69%
S	32	29	90.6%	3	9.4%	36	0	0	0.00%	0	0.00%
T	65	32	49.2%	33	50.8%	90	16	12	37.50%	4	12.12%
U	78	60	76.9%	18	23.1%	91	1	0	0.00%	1	5.56%
V	67	20	29.9%	47	70.1%	87	4	0	0.00%	4	8.51%
W	14	8	57.1%	6	42.9%	64	4	1	12.50%	3	50.00%
X	73	27	37.0%	46	63.0%	53	2	1	3.70%	1	2.17%
Y	16	2	12.5%	14	87.5%	27	0	0	0.00%	0	0.00%
全体	3,920	1,693	43.2%	2,227	56.80%	2,353	159	64	3.78%	95	4.27%

中学校では、日本語指導を受けている外国人生徒1,693人のうち、特別支援学級に在籍している64人の比率は3.78%、日本語指導を受けていない2,227人のうち、特別支援学級に在籍している95人の比率は4.27%である。特別支援学級において、日本語指導を受けていない者の比率(4.27%)は、日本語指導を受けている者の比率(3.78%)の約1.1倍である。小学校の場合と同じように、日本語指導が必要であるにも関わらず、指導を受けるに至っていない外国人生徒が含まれている可能性がある。

表1～6を概観し、25市町の特別支援学級に在籍する外国人児童生徒に関する調査結果を以下にまとめる。

- ① 小学校の特別支援学級に在籍する児童について、外国籍が5.72%、外国つながるが4.64%、日本人が2.30%であり、外国籍は日本人の約2.5倍、外国つながるは、日本人の約2倍の在籍率である。中学校の特別支援学級に在籍する生徒については、外国籍が4.14%、外国つながるが3.75%、日本人が1.94%であり、外国籍、外国つながるどちらの在籍率についても、日本人の約2倍である。小中学校どちらの特別支援学級についても、外国籍の児童生徒の在籍率が最も高く、次いで外国つながる、日本人の順番であった。
- ② 小学校の特別支援学級に在籍する児童を外国籍・外国つながる・日本人で比較したところ、外国籍の比率が最大となったのは17市町、外国つ

ながるが最大となったのは8市町、日本人の比率が最大となった市町は見られなかった。中学校の特別支援学級に在籍する生徒については、外国籍が最大となったのは13市町、外国つながるが最大となったのは8市町、日本人が最大となったのは4市町だった。小中学校どちらについても、外国籍の児童生徒の在籍率が最大となった市町が最も多く、次いで外国つながる、日本人の順番である。小学校の特別支援学級では、日本人の比率が最大となる市町はなかったが、中学校の特別支援学級では4市町報告された。

③ 特別支援学級における日本語の指導状況について、小学校では、日本語指導を受けていない児童の比率が指導を受けている児童の比率の約2.5倍であり、中学校では、日本語指導を受けていない生徒の比率が指導を受けている生徒の比率の約1.1倍となった。中学校では小学校ほどの差は見られなかったが、どちらについても日本語指導を受けていない外国人児童生徒が多い傾向が示され

た。ただし、既述したように、日本語指導が必要であるにも関わらず、指導を受けていない外国人の児童生徒が含まれている可能性がある。

IV 「就学先の決定」を検討するための論点

文部科学省の調査から、25市町の特別支援学級において、小・中学校のどちらの特別支援学級についても外国人児童生徒の在籍率が高い傾向が示された。なぜ外国人児童生徒の在籍率が高いのかという問題を考えるためにも、入級の決定に深く関わると思われる要因を整理しておく必要がある。

ここでは、外国人児童生徒の障害が疑われる子どもの就学先が決定するプロセス、我が国における障害（主に知的障害と自閉症・情緒障害について）の定義、知能検査などのアセスメントの3点に焦点を当て、関連する研究を整理・検討する。

1. 障害が疑われる児童生徒の就学先が決定するまでの流れ

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

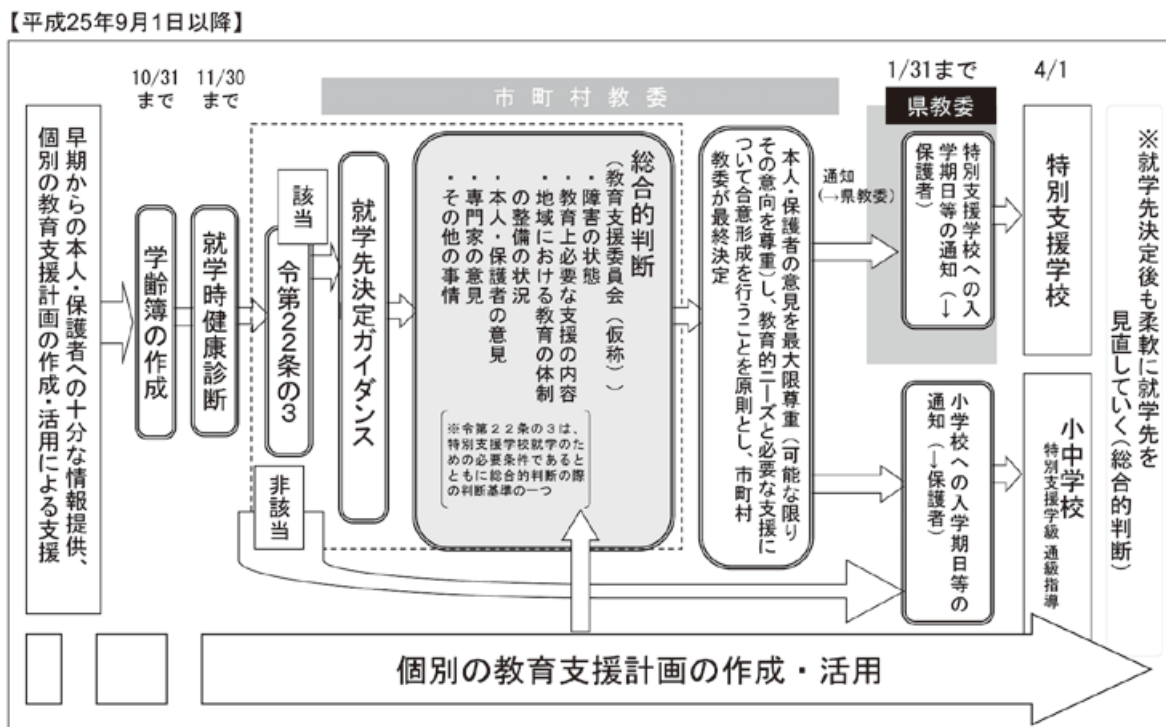


図1：文部科学省（2019）「障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）」より

図1は、障害のある児童生徒の就学先が決定するまでの一般的な手続きを示したものである<sup>8</sup>。これによると、子どもの就学先が決定するまでには、早期からの本人・保護者への十分な情報提供等、学齢簿の作成、就学時健康診断、学校教育法施行令第22条の3が規定する障害に該当するか否かの判断、就学先決定ガイダンス、総合的判断（障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情）等の段階を経て、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市区町村の教育委員会が最終的に決定する。

子どもの国籍に関わらず、障害が疑われる子どもの就学先を決定する際にはこれらの手続きを踏む必要があるということだが、外国人の子どもや保護者の場合、これらの手続きはどのように行われているのだろうか。

また、ブラジル、ベトナム、フィリピンなど、日本に住む外国人の子どもたちと関連が深い国々において、障害が疑われる子どもの就学先はどのように決定されているのだろうか。日本と諸外国の様子を比較し、我が国における就学先の決定プロセスが外国人児童生徒にとって妥当なものであるかどうか検討されるべきであると考えられる。

## 2. 我が国における障害の定義：知的障害と自閉症について

特別支援学級に在籍する児童生徒の障害として最も多いのは知的障害、次いで自閉症・情緒障害であり、日本に住む外国人の子どもへの障害については、知的障害と自閉症スペクトラム症が多いようである（本田他、2017、文部科学省、2019）。学校教育法施行令第22条の3では、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（計5区分）について障害の程度が規定されており、知的障害は、「一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」と定義されている（令第22条の3より引用）。

同法には、知的障害に次いで多いと言われている自閉症や情緒障害に関する規定はない。文部科学省（2019）は、特別支援学級における自閉症・情緒障害者を「一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」と定義している。また、情緒障害については、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態であり、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態と説明されている<sup>9</sup>。

これら障害の定義は、多文化背景の子どもたちに対してどのように当てはめるべきなのだろうか。障害の定義や捉え方は、国によって異なる可能性があり、諸外国の様子についても調査する必要がある。

## 3. 外国人児童生徒に対するアセスメントの課題について

二井・緩利（2013）は、日本では、子どもの社会性や精神状態の把握は、指導者の主観的な観察や経験的な判断に頼っているのが現状であると述べている。外国人児童生徒の場合、文化的背景の違いに起因する形で学習困難をはじめとする困難が引き起こされる場合が多く、社会背景の違いが考慮されていないと外国人児童生徒の能力や発達が不当に低く見積もられてしまう可能性についても指摘している。川崎（2019）は、発達検査や知能検査の項目は、日本文化における行動・発達過程を基準としたものであり、外国人の子どもにも適用できるか否かは難しく、正当な評価ができない可能性があるとして述べている。

松田・中川（2017）は、本当は障害がないにも関わらず、誤った判定によって特別支援学級へ入級している外国ルーツの子どもたちについて報告している。日本の学校の特別支援学級に在籍または発達障害と見られている日系ブラジル人の児童6人に対し、ポルトガル語と日本語の言語能力検査に加えて、ポルトガル語と日本語の知能検査（WISC-IV）を実施したところ、確実に特別支援学級の対象となるのは1人のみ、IQ、行動観察

ともに発達障害ではない可能性の児童が2人、発達障害なのかバイリンガル児童の言語習得における一時的な言語未発達な状況（リミテッド状況）か分からない児童が3人という結果であったと述べている。

6人の児童のうち、医師の所見があったのは2人であり、うち1人はブラジルの医師から自閉症の診断が出ており、医師の所見と同じく「障害あり」と判断された。もう1人については、日本の病院で発達アセスメントを受けており、その時の医師の所見はADHDであったが、知能検査や行動観察の結果、そうではない可能性も見られたと述べている。

松田・中川（2017）は、知能検査の誤判定が起る要因を4つ挙げているが、ここではそのうち①児童の得意な言語で知能検査が行われていない、②複言語で実施されていないことに注目する。①について、調査対象となった6人のうち、1人は日本語よりもポルトガル語の方が得意であり、ポルトガル語版のWISC-IVを実施した結果、数値には全く異常が見られなかったが、日本の小学校では発達障害が疑われ通級指導を受けている。また、別の1人については、ポルトガル語よりも日本語の方が得意であるにも関わらず、ポルトガル語版のWISC-IVしか行わなかったため、言語理解のスコアが低くなった可能性がある。②については、児童がポルトガル語での解答に詰まった時点で、その児童が得意とする日本語に切り替えて同じ問題について尋ねたところ、次々と解答できたことから、二言語で検査を実施したことでパフォーマンスが向上する可能性に加えて、児童の反応に合わせて言語を切り替えたり、質問の表現を調整したりすることができるバイリンガルテストの必要性が示唆された。

松田・中川（2017）は、外国人児童生徒に対するアセスメントの在り方について一石を投じる重要な研究である。今後は、外国人の児童生徒に対して行われているアセスメントの現状や課題を明らかにし、多文化背景の子どもたちに適したアセスメントの在り方について検討されるべきである。

#### 4. 今後の課題

本論では、文部科学省（2016）が実施した25市町の特別支援学級における外国人児童生徒の在籍状況調査の結果について報告した。その結果、小・中学校ともに外国人の在籍率は日本人の在籍率の約2倍あるいはそれ以上であり、特別支援学級における外国人の在籍率が高いことが示された。

今後は、障害が疑われる子どもの就学先が決定されるプロセスや障害の定義について、日本と諸外国（ブラジル、ベトナム、フィリピンなど外国人児童生徒と関連がある国々）の様子を比較し、我が国で主流となっている就学先決定のプロセスや障害の定義等が、多文化背景の外国人の子どもたちに対しても妥当なものであるかどうか検討されるべきである。

また、知能検査などのアセスメントの誤判定により、本当は障害がないにも関わらず特別支援学級に在籍している外国人児童生徒の存在も否認ない。我が国における外国人の子どもたちに対するアセスメントの現状や課題について理解を深め、多文化背景の子どもたちに適したアセスメントの在り方についてさらに研究されるべきであると考えられる。

<sup>1</sup> 特別支援学級とは、小中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）のことで知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm)（2020年3月8日）。

<sup>2</sup> 本稿では、外国の文化的背景をもつ子どもを「外国人児童生徒」と呼ぶ。外国籍のみならず、日本国籍であっても複数の文化的背景をもつ子ども、移住家族の子どもなど外国にルーツをもつ子どもを広くとらえる概念として使用する（高橋・中村、2010）。

<sup>3</sup> 本論では、文部科学省や厚生労働省等の使用状況に合わせて、「障害」と漢字で表記する。

<sup>4</sup> 「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである」（平成11年7月の「学習障害児に対する指導について（報告）」、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm)（2020年3月10日）。

<sup>5</sup> 「ADHDとは、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである」（平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方

- について（最終報告）」、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm)（2020年3月10日）。
- <sup>6</sup> WISC-Ⅲは、児童版ウェクスラー式知能検査第3版のことであり、K-ABCは個別式知能検査である。これら2つを組み合わせることで知的能力をより詳しくアセスメントすることができる（橋本、2017, p.12-13, 23-24）。
- <sup>7</sup> 日本語指導が必要な児童生徒とは、「1.日本語で日常会話が十分にできない者及び2.日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語指導が必要な者をいう」（文部科学省、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査・用語の解説」、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/nihongo/yougo/1266526.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/nihongo/yougo/1266526.htm)（2020年3月2日））。
- <sup>8</sup> 「日本の特別支援教育の状況について - 令和元年9月25日新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」、[https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20200221-mxt\\_tokubetu02-000005155\\_13\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20200221-mxt_tokubetu02-000005155_13_1.pdf)（2020年3月20日）。
- <sup>9</sup> 「特別支援教育について - (7) 自閉症・情緒障害教育」、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/004/007.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/007.htm)（2020年3月22日）。

## 参考文献

- 朝日デジタル新聞（2018）「特別支援学級在籍率、外国人の子が日本人の倍 民間調査」（6月24日付）、<https://www.asahi.com/articles/ASL4T43HKL4TUHBI01G.html>（2020年3月2日）。
- 坂谷千花・都築繁幸（2012）「発達障害が疑われる外国人児童に対する図画工作の学習における支援 - 学級支援員としての立場からの事例的考察 - 」『障害者教育・福祉学研究』8巻、47-51頁。
- 川崎直子（2019）「外国につながる子どもの日本語指導の現場から」『LD研究』28巻2号、220-223頁。
- 栗田季佳・前原由喜夫・清長豊・正高信男（2012）「発達障害のある外国人児童への社会的相互作用トレーニングの効果：実行機能に注目した共同パズル完成課題」『発達心理学研究』23巻2号、134-144頁。
- 黒葛原由真・都築繁幸（2011）「外国人 ADHD 児の学習行動に関する分析」『障害者教育・福祉学研究』7巻、59-73頁。
- 近田由紀子（2019）「日本語指導が必要な児童生徒等教育の充実のための支援施策」『LD研究』28巻2号、216-219頁。
- 境圭介・都築繁幸（2012）「発達障害が疑われる外国人児童の支援の在り方について」『障害者教育・福祉学研究』8巻、35-40頁。
- 坂本裕・福田はるか（2019）「特別支援学校における障害のある外国人児童生徒への対応に関する調査研究」『発達障害支援システム学研究』18巻2号、151-160頁。
- 高橋智・中村美樹（2010）「障害を有する外国人児童生徒の教育貧困の実態 - 本人・保護者及び学級担任への面接法調査から - 」『障害者問題研究』37巻4号、300-305頁。
- 都築繁幸（2012）「発達障害を伴う外国人児童生徒の問題行動への対応」『教育と医学』5巻、28-36頁。
- 都築繁幸・森川貴章・金子誠・中山修平・川上智宏（2010）「発達障害が疑われる外国人児童への学習支援の在り方に関する事例的考察」『障害者教育・福祉学研究』6巻、69-75頁。
- 二井紀美子・緩利誠（2013）「外国人児童生徒支援に資するアセスメントの枠組の提案 - 不就学児調査を通して - 」『生涯学習・キャリア教育研究』9巻、1-12頁。
- 橋本浩（2017）『子どもの心を診る医師のための発達検査・心理検査入門』中外医学者。
- 早川昌子・都築繁幸（2012）「自閉的傾向がある外国人児童の支援の在り方について」『障害者教育・福祉学研究』8巻、41-45頁。
- 本田秀夫他（2017）「発達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と支援内容に関する研究」厚生労働科学研究成果データベース、<https://mhlwgrants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201717005B>（2020年2月7日）。
- 毎日新聞（2019）「外国籍は通常の2倍 特別支援学級在籍率 日本語できず知的障害と判断か」（8月31日付）、<https://mainichi.jp/articles/20190831/k00/00m/040/156000c>（2019年9月2日）。
- 松田真希子・中川郷子（2017）「外国にルーツをもつ児童の発達アセスメントと言語の問題について - 発達障害と一時的リミテッド状況の鑑別のための調査研究 - 」『金沢大学留学

- 生センター紀要』21巻、29-42頁。
- 吉田洋子・高橋智（2006）「障害・特別ニーズを有する在日外国人児童生徒の教育実態：外国人学校への質問紙調査を中心に」『東京学芸大学紀要総合教育学系』57巻、269-289頁。
- 吉田やすえ・都築繁幸（2010）「母親が外国人の読み書き障害児への指導の試み」『障害者教育・福祉学研究』6巻、83-92頁。
- 文部科学省 HP「特別支援教育について - 就学基準の改正」、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/003/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/003/002.htm)（2020年1月20日）。
- 文部科学省 HP「特別支援教育について 2. 特別支援教育の現状」、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm)（2020年1月20日）。
- 文部科学省 HP「特別支援教育について - 主な発達障害の定義について」、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm)（2020年1月20日）。
- 文部科学省 HP「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査 - 用語の解説」、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/nihongo/yougo/1266526.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/nihongo/yougo/1266526.htm)（2020年1月20日）。
- 文部科学省（2015）「特別支援教育資料（平成27年度）第1部集計編 - 4特別支援学級の状況」、[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/28/1373352\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/28/1373352_01.pdf)（2020年1月18日）。
- 文部科学省（2016）「別添（参考資料）外国人児童生徒等における特別支援教育等の状況に関する整理票・集計表」（文部科学省に情報開示請求を行い、2019年11月に入手）。
- 文部科学省（2017）「特別支援教育資料（平成29年度）第1部集計編 - 4特別支援学級の状況」、[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/10/28/1406445\\_000.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/10/28/1406445_000.pdf)（2020年1月18日）。
- 文部科学省（2018）「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成30年度）」の結果について、[https://www.mext.go.jp/content/1421569\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421569_002.pdf)（2020年1月18日）。
- 文部科学省（2018）「平成30年度都外国人児童生徒等教育の現状と課題 - 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①」、[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/todofuken\\_kenshu/h30\\_hokoku/pdf/r1408310\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h30_hokoku/pdf/r1408310_04.pdf)（2020年3月15日）。
- 文部科学省（2019）「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議資料 3-1 日本の特別支援教育の状況について」（令和元年9月25日付）、[https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/2019/09/\\_icsFiles/afieldfile/2019/09/24/1421554\\_3\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/2019/09/_icsFiles/afieldfile/2019/09/24/1421554_3_1.pdf)（2020年3月15日）。

本稿は、2020年度科学研究費補助金基盤研究A「外国人生徒の学びの場に関する研究—特別定員枠校と定時制通信制課程の全国調査」（課題番号19H00604、研究代表者田巻松雄）の研究成果の一部である。

# A Consideration about the Enrollment Situations of Culturally and Linguistically Diverse Children in Special Needs Classes

MIURA Mieko

## Abstract

This paper focuses on culturally and linguistically diverse children in special needs classes in Japan. Firstly, it reviews some literature which dealt with their status, educational needs, supports, etc. Secondly, it shows the result of an investigation which was conducted by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) in 2016. This investigation was about the enrollment of the children in special needs classes in 25 cities and towns in Japan. It revealed that the percentage of culturally and linguistically diverse children in the classes were about (or more than) two times higher than those of Japanese children in both elementary and junior high schools. The last part of this paper mentions the importance of understanding how their places of learning are decided in some countries which deeply related to culturally and linguistically diverse children in Japan, such as Brazil, Vietnam, the Republic of the Philippines, etc. Furthermore, how different types of disabilities, such as intellectual disability, autism and other developmental disabilities are defined and treated in such countries should be examined. Finally, this paper states some issues about assessment tests, such as WISC-IV which is used to measure the children's intellectual level. It emphasizes the importance of grasping actual conditions and problems of the assessment, and developing appropriate assessment tests and methods for culturally and linguistically diverse children.

(2020年6月1日受理)

